

田無第三中学校周辺エリア構想検討懇談会設置要綱

第 1 設置

西東京市第 3 次基本構想・基本計画による学校を核としたまちづくりの推進に向けて、西東京市立田無第三中学校の周辺におけるまちづくりの基本的な方針となる田無第三中学校周辺エリア構想（以下「構想」という。）の策定について必要な事項を検討するため、田無第三中学校周辺エリア構想検討懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

第 2 所掌事項

懇談会は、構想の策定に関する事項について検討及び意見交換を行い、提言を取りまとめる。

第 3 組織

懇談会の委員は、次に掲げる者及び企画部公共施設マネジメント課長（以下「マネジメント課長」という。）をもって構成する。

- (1) 田無第三中学校の通学区域の住民 1 人
- (2) 田無第三中学校の通学区域の在勤者 1 人
- (3) 田無第三中学校の通学区域で活動する地域活動団体の会員等 3 人以内
- (4) 田無第三中学校に設置する消防団員 1 人
- (5) 田無第三中学校出身で年齢18歳から39歳までの者 1 人
- (6) 田無第三中学校の通学区域にある保育園の保護者が属する保育連絡共有会の委員 1 人
- (7) 田無第三中学校の通学区域を担当する民生委員 1 人
- (8) 田無第三中学校の通学区域に設置する学校運営協議会委員 1 人
- (9) その他市長が必要と認める者 2 人以内

第 4 任期

懇談会の委員の任期は、構想の策定が完了するまでとする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 5 会議

懇談会に座長を置き、マネジメント課長をもって充てる。

- 2 座長は、会務を総理し、懇談会を代表する。
- 3 座長は、必要があると認めるときは、懇談会に委員以外の関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

第 6 会議の傍聴

懇談会の会議は、原則として傍聴することができる。

- 2 懇談会の会議の傍聴者は、5 人以内とする。ただし、座長が必要と認めるときは、これを変更することができる。
- 3 前 2 項に規定するもののほか、懇談会の会議の傍聴に関し必要な事項は、座長が別に定める。

第 7 謝金

第3第1号から第9号までに規定する委員が懇談会の会議に出席したときは、予算の範囲内で謝金を支払う。

第8 庶務

懇談会の庶務は、企画部公共施設マネジメント課において処理する。

第9 その他

この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年5月7日から施行する。